

はばたけ未来へ、 みんなのおもい！！

2010

6

■ まい・あみ・まつり 2010
実行委員会組織・メンバー紹介 (22 ページ参照)



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

● 主な項目 ●

広報あみ

- 紹介します！ 平成 22 年度の区長さん … 2
- 障害者福祉サービス … 8
- ふれあい地区館はみなさんの参加をお待ちしています！ … 20
- まい・あみ・まつり 2010 実行委員会組織・メンバー紹介 … 22
- 参議院議員通常選挙案内 … 26
- 中郷・西郷地区町界町名地番整理 … 27

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

紹介します！ 平成22年度の

区長さん

阿見地区
30 行政区
←

行政区・氏名(敬称略)



中郷西
村山 芳夫



中郷東
大越 賢



岡崎
野口 正義



新町
菊池 和夫



青宿
吉田 弘道



立ノ越
北澤 孝雄



西郷二
川村 彰



西郷一
新村 俊介



阿見台
田中 均



西方
蛸原 一義



宿
湯原 静夫



北
湯原 昌宏



大室
大崎 武久



霞台
加藤 一吉



廻戸
前島 静雄



三区上
笈田 友勝



鈴木
野呂 薫



中央北
糸賀 忠



中央南
南 和武



中央西
神林 柳司



中央東
大谷 隆義



白鷺団地
島山 春雄



富士団地
長南 文雄



上郷
小泉 操



一区北
中島 正晴



一区南
佐藤 盛一



三区下
染谷 文男



二区北
櫛田 晴道



住吉
田村 敏博

朝日地区
20 行政区
←



レイクサイドタウン
青山 秀雄



曙南
横山 洋



曙東
大平 修三

● 町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです



中根
荻島 豊



シンワ
和出 喜重



下本郷
横田 安男



上本郷
大石 順久



一区
藤平 勇雄



二区南
須川 達郎



筑見
亀高 正



上長
飯野 良治



下小池
下村 文男



上小池
大竹 豊



寺子
齊藤 正三



実穀
菊池 良三



福田
横瀬 静喜



新山
上原 省吾



下吉原
篠崎 欣也



中吉原
糸賀 正司



上吉原
大津 力



大砂
佐野 幸一



追原
坪田 龍二



埜
栗原 繁樹



石川
中山 文雄



大形
吉田 正敏



君島
浅野 忠男

君原地区
8 行政区



下島津
平岡 博



上島津
湯原 千加良

舟島地区
8 行政区



飯倉二区
小菅 清



飯倉
石引 和夫



上条
鈴木 實



南平台三丁目
小川 智男



南平台二丁目
長尾 和博



南平台一丁目
江田 修身



竹来
大室 雅彦



掛馬
長沼 憲生



南島津
柴沼 利夫

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111(134・135)

妊産婦マル福の所得の基準額

扶養親族数	本人および配偶者	扶養義務者
0人	393万円	1,000万円
1人	423万円	
2人	453万円	
3人以上	以下、扶養親族1人ごとに30万円加算	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	

※妊産婦本人および配偶者のどちらかの高い方の所得で判定します(合算はしません)

- **手続き方法**
 - 一般妊産婦マル福
 - ▼母子健康手帳▼被保険者証▼印鑑▼妊産婦本人の金融機関の口座番号が分かるもの——を持参し、マル福の手続きをしてください
 - ▼県内、県外どちらの医療機関等で受診する場合についても、医療費にかかる一部負担金(3割)を支払い、その後、▼領収書(原本に受診者の氏名・保険点数の記載のあるもの)▼印鑑——を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。
 - 特定妊産婦マル福
 - ▼母子健康手帳▼被保険者

- **利用できる期間**
 - 一般妊産婦マル福・母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月末日まで
 - 特定妊産婦マル福・母子健康手帳の交付日以降で、対象疾病の診断をされた日から出産月の翌月末日まで
- **利用できない期間**
 - ※どちらのマル福も申請手続きが遅れた場合は、申請月からマル福適用となります

医療福祉費受給者証の更新について

重度障害の人、ひとり親家庭の人の医療福祉費受給者証を現在使用している人は、6月30日までで使用できなくなります。7月以降も引き続き該当となる人には、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。

ただし、転入等で所得の確認ができない人や保険証の確認のできない人は、国保年金課窓口で手続きが必要となります。なお、所得制限により非該当となる人にはその旨通知を郵送します。

●お問い合わせ 国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111(134・135)

妊産婦マル福制度とは、各健康保険に加入している妊産婦の人で所得が基準額未満(左表参照)の人に對し、健康保険の対象となる診療について県と町で医療費を助成する制度です。

町では、町独自で助成する一般妊産婦マル福と、県と町で助成する特定妊産婦マル福があり、役場国保年金課へそれぞれ申請手続きが必要になります。

- **助成対象となる疾病**
 - 一般妊産婦マル福・特定妊産婦マル福の助成対象とならない疾病
 - 特定妊産婦マル福・妊娠高血圧症候群・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患・切迫早産・妊娠中に発生した医療を要する疾病で医師が特に必要と認めたもの

- **手続き方法**
 - 一般妊産婦マル福
 - ▼母子健康手帳▼被保険者証▼印鑑▼妊産婦本人の金融機関の口座番号が分かるもの——を持参し、マル福の手続きをしてください
 - ▼県内、県外どちらの医療機関等で受診する場合についても、医療費にかかる一部負担金(3割)を支払い、その後、▼領収書(原本に受診者の氏名・保険点数の記載のあるもの)▼印鑑▼妊産婦本人の金融機関の口座番号が分かるもの(預金通帳など)——を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。
 - 特定妊産婦マル福
 - ▼母子健康手帳▼被保険者

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の 高額療養費

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）以下、後期高齢者医療制度）で医療を受けて高額になった場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により、後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

■ 1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき

限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは、入院を含む世帯単位の限度額までとなります。

自己負担額の計算方法

▼ 月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算

▼ 外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は、世帯内で後期高齢者医療制度被保険者を合算して計算

▼ 病院・薬局・歯科の区別なく合算

▼ 入院時の食事代や保険診療

の対象とならない差額ベッド料などは支給対象外

申請および支給

該当者のうち申請が必要な人（初めての支給の人、または1年以上支給のない人）は広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書と印鑑および支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要）。

* 高額な治療が長期間必要

ときには…厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する場合は1か月の自己負担限度額が1万円までとなり、これを超えた分の金額は広域連合が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です

高額療養費の自己負担限度額

現役並み所得者（3割負担）

同一世帯に住民税課税所得者が145万円以上の被保険者がいる人。ただし、被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり1割負担となります。また、後期高齢者医療制度に移行することによって被保険者が1人となり、現役並み所得者となつた場合は、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯

の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

▼ 一般（1割負担）…現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の

▼ 低所得者Ⅱ（1割負担）…同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

▼ 低所得者Ⅰ（1割負担）…同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

区分	月額自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を 超えた場合はその超え た分の1%を加算 ※4回目以降:44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が4回以上あった場合に適用

事業主の都合による離職や
雇い止めなどによる離職をされた人は

平成 22 年度から

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎ 888-1111 (131 ~
133)

国保税が軽減されます

※申請が必要です

国保税 納めて安心 わが家の健康

対象

平成21年3月31日以降に雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』に該当する左記の理由で離職した町の国民健康保険に加入される(された)人、または加入中に離職した人のうち、失業時点で65歳未満の人。

- 雇用保険の『特定受給資格者』および『特定理由離職者』
左記の離職理由番号が、『雇用保険受給資格者証』(第一面)の『離職理由』欄に記載されている場合、軽減の対象となります。
- 11・解雇(12、50以外) ※50は『被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇』
- 12・天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21・特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
- 22・特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満更新明示あり)
- 23・特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3

年未満更新明示なし)
31・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

32・事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職

33・正当な理由のある自己都合退職(31、32、34以外)

34・特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)

※制度開始前に離職された人も、平成21年3月31日以降に離職され、上記条件に当てはまる人は、軽減の対象となります

軽減額

国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、軽減対象者の前年の給与所得を『30/100』とみなして算定を行います。

軽減期間

『離職日の翌日の属する月』から『その月の属する年度の翌年度末』までの期間です。ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。
※雇用保険の失業等給付を受

町国保加入者の人間ドック

- ▶**対象** 次のすべてを満たす町国保加入者▼助成申請時に国民健康保険税の未納が無い世帯に属する▼助成申請時に満30～74歳(脳ドックは満40～74歳)
※助成は、人間ドック・脳ドックのいずれかに限り、年度内1人1回に限り
※脳ドックは、前年度に脳ドックの助成を受けた人は対象になりません
※現在治療中・妊娠中の人は、医師に相談のうえ、お申し込みください
※人間(脳)ドックを受診する人は、町の集団検診で特定健康診査を受診する必要はありません。町の集団健診で特定健康診査を受診すると、人間(脳)ドックの助成が受けられなくなりますのでご注意ください。なお、ドックに含まれていない検査は町の集団健診等で受診できます
- ▶**助成額** ▼人間ドック：23,000円 ▼脳ドック：30,000円
- ▶**実施検診機関** ▼霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター(東京医大) ▼筑波メディカルつくば総合健診センター ▼牛久愛和病院総合健診センター ▼土浦協同病院農村健康管理センター(人間ドックのみ)
- ▶**申込期間** 平成23年2月28日まで(土・日・祝日を除く)
- ▶**申込方法** 本人が保険証を持参の上、直接国保年金課またはうずら出張所に申し込む(随時受付。同一世帯の場合は代理申請可。電話申し込み不可)。決定後『助成決定通知書』と『特定健診受診券』を交付(うずら出張所で申請の場合は後日郵送)。その後、自分で希望検診機関に受診予約をする
- ▶**受診可能期間** 平成23年2月28日まで。希望日での受診が可能(助成人数・検診機関の予約状況による)

ける期間とは異なります
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します

申請方法

世帯主(納税義務者)が、役場国保年金課窓口で申請してください。
▼申請に必要なもの…雇用保険受給資格者証、印鑑

手続きをお忘れなく！

子ども手当制度

6月は現況届の提出時期です

児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)



子ども手当制度の目的

中学校修了前までの子どもを養育する親等に支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的としています。

対象

子ども手当は、満15歳以後の最初の3月31日（中学校修了前）までの間にある子どもを養育している人に支給されます。

支給手続き

子どもを養育する親等が申請し、住所地の市区町村長（公務員の人は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

支給月額

支給対象となる子ども一人につき13,000円。

支払時期

6・10・2月に、各月の前月分まで4か月分ずつ支払われます。

※本年6月は4月分と5月分の2か月分の支給になります。

● 持参品
・印鑑
・厚生年金等加入者の場合…
受給者本人の健康保険証被
保険者証（事業所名等が記
載されているもの）の写し
・国民年金加入者の場合…
年金手帳
※年金未加入者の場合（20
歳未満の人など）の場合は、
受付の際窓口でお伝えくだ
さい
・子どもが町外に別居して
いる場合…子どもの属する
世帯全員が記載されている
住民票の写し

6月は子ども手当「現況届」の提出時期です

子ども手当を受給している人は、毎年6月に子どもの養育状況等を確認するため「現況届」を提出していただきます。本年3月まで児童手当を受給されていて、自動的に子ども手当の受給者となった人には必要書類を送付します。（制度開始に伴い、新たに子ども手当の受給者となり4月以降に申請書を提出された人は、今年度の現況届の提出の必要はありません。）

「現況届」を提出しない場合、受給資格があっても6月以降の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

提出期間

6月1日（火）～30日（水）

※土・日を除く

時間

午前8時30分～午後5時

場所

役場1階児童福祉課

注意事項

子ども手当を受給された人
には、子どものすこやかな育
ちを応援するという趣旨に従
って、子ども手当を用いなく
ればならない責務が法律上定
められています。万一、子ど
もの育ちに係る費用である、
学校給食費や保育料などを滞
納しながら、手当が子どもの
育ちと関係のない用途に用い
られることは、法の趣旨にそ
ぐいませぬ。子どもの将来を
考え、有効に用いていただき
ますよう、よろしく願います。

子ども手当・児童手当 制度の変更点

これまでの児童手当に代わり子ども手当が支給されます。主な変更点は左表のとおりです。

	子ども手当	児童手当
対象	中学校修了前まで	小学校修了前まで
月額	13,000円	3歳未満：10,000円 3歳以上：5,000円（第1子、第2子） 10,000円（第3子以降）
所得制限	なし	扶養親族0人で国民年金加入者の場合：460万円 厚生年金等加入者の場合：532万円 扶養親族1人で国民年金加入者の場合：498万円 厚生年金等加入者の場合：570万円 ※以降、扶養親族1人につき38万円ずつ加算

障害者福祉

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』

障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2943

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者自立支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので詳しくは、障害福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能（4月1日から対象）に永続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的に障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます。

■障害者自立支援法

●自立支援給付

身体・知的・精神に障害のある人が、ホームヘルパー派遣等介護系サービスの利用、就労移行支援等の訓練系サービスの利用、旧法施設の通所および入所を希望される場合、町からサービスの支給決定を受けた後で、指定支援事業者・施設と契約を結んでサービスを利用できます（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いすなどが対象です（介護保

険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

精神通院・精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します。更生医療・身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析等が対象になります）。

■福祉手当の支給

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し、手当を支給します。月額26440円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14380円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母等に対し、手当を支給します。

1級…月額50750円

2級…月額33800円

●在宅心身障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母等に対し、手当を支給します。月額50000円。

●難病患者福祉手当

県から『一般特定疾患医療受給者証』の交付を受け治療を受けている人に支給します。町に住民登録（または外国人登録）があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要です）。月額30000円。

■心身障害者扶養共済年金制度

心身障害者を扶養している人が、毎月一定の掛金を拠出し、扶養者が死亡などによって扶養できなくなった場合に年金を支給して生活の安定を図るものです。

加入できる人は、心身障害者を扶養している65歳未満の人で、特別な病気や障害を持っていない人です。

掛金は加入時の年齢により、継続の人で月額5600円から14500円、新規申込の人で月額9300円から23300円となります。

支給される年金額は、月額20000円です。

加入要件や年金支払い時期など詳細については、窓口にお尋ねください。

税金・公共料金などの減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

▼所得税・龍ヶ崎税務署 ☎029716611303

▼住民税・軽自動車税・役場税務課 ☎88811111

▼普通自動車税・土浦県税事務所 ☎82217208

▼NHK放送受信料の減免・障害福祉課で証明を受ける必要があります

各種割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼タクシー料金の割引・県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引・割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼有料道路料金の割引・身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者に乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する際には、障害福祉課で割引

証明を受ける必要があります

町地域生活支援事業

利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

コミュニケーション支援事業

聴覚障害者等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

日常生活用具の給付・貸与

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者等に日常生活用具を給付・貸与します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出等、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の促進等および社会との交流の促

進を行い、社会復帰の支援を行います。活動内容によりI型～III型に分類されています。

訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）。

日中一時支援事業

介護者の都合等により障害者（児）を一時的に介護できなくなつた場合、施設で一時預かりを行います（利用制限があります）。

生活サポート事業

自立支援給付の支給に該当しない人について、家事等の日常生活支援を行います（利用制限があります）。

自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が、就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

自動車改造費補助事業

上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳④・Aの交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患等により身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。施設入所・通所者、入院中の人は対象になりません。検査内容・実施予定日等は『広報あみ』にてお知らせします（例年2月に実施します）。

知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

重度障害者（児）住宅リフト・ホーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

難病患者等居宅生活支援事業

厚生労働省から難治性疾患克服研究事業に指定を受けた疾病および関節リウマチの治療を受けている人にヘルパーの派遣、日常生活用具の給付を行います。

このサービスは介護保険、障害者自立支援法によるサービスが受けられない人が対象となり、前年の所得に応じて利用者負担があります。

つぼみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。

対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童です。相談は心身に障害を有する未就学児童の保護者の人になります。利用料はありません。

開所時間は、訓練が午前10時から正午まで、相談は午後1時30分から3時までです。

※このほかに目の不自由な人を対象とした卓球（サウンドテーブルテニス）教室を今年度開催する予定です

総合健診・住民健診 (集団健診)

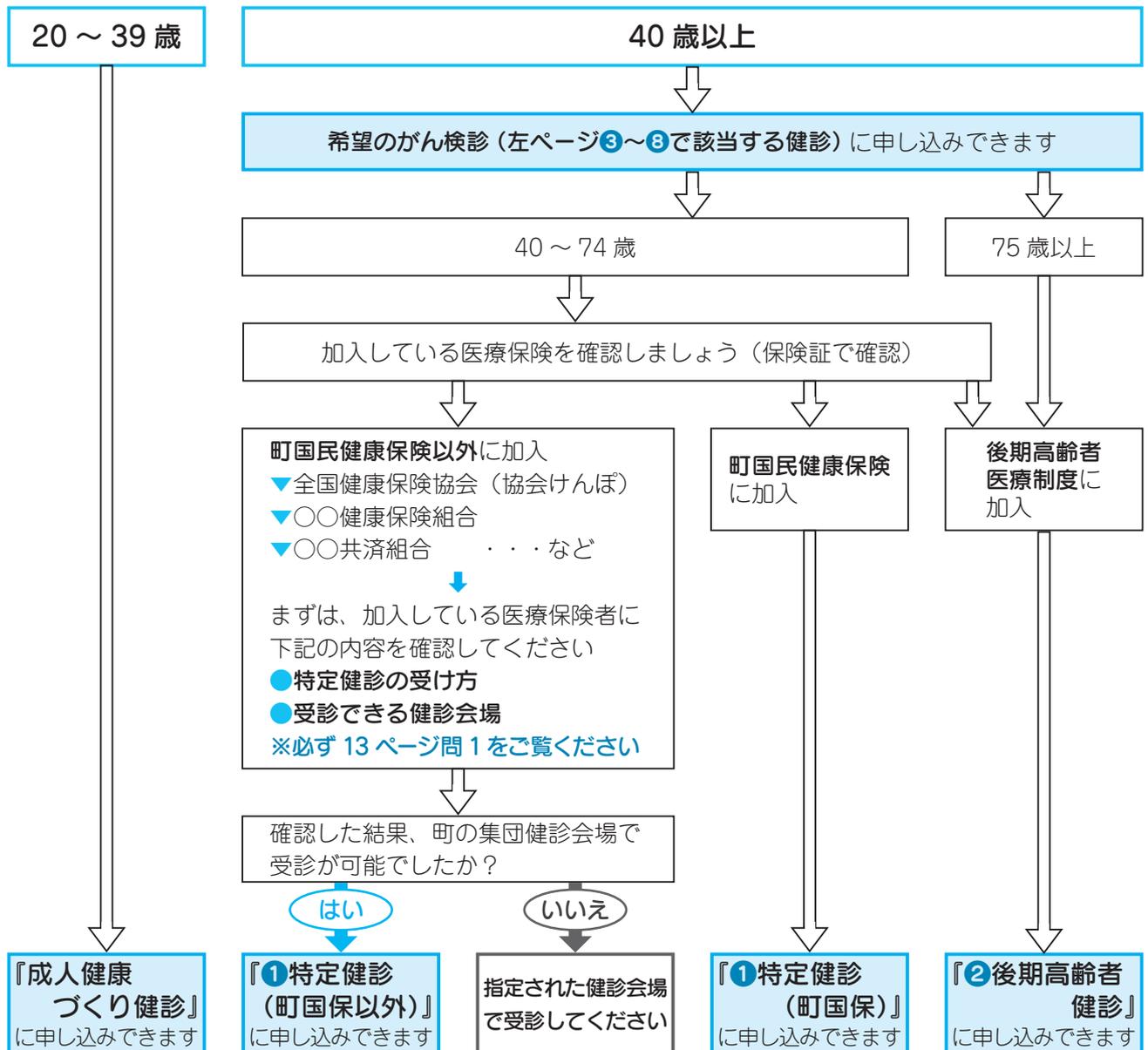
申し込みが始まります



病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回、健康診査を受けて、自分の健康状態を把握しておきましょう。

まずは受診できる健診を確認しましょう！

年齢によって受診できる健診が異なります。また、尿検査や血液検査などの一般的な健康診査は、みなさんが加入している医療保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）によって受診方法や受診内容が異なりますので、受診できる健診内容を下記にてご確認ください。



町では次の健康診査を行います

今年度医療機関健診やドックを受ける人は、町の集団健診はお申し込みできませんのでご注意ください。ただし、医療機関健診やドックで受診しない健診項目はお申し込みできますので、お問い合わせください。

20～39歳

●対象年齢は平成23年3月31日までの到達年齢

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・脂質検査・肝機能検査・血糖検査・貧血検査	1,000円

●申込方法（申込締切：6月15日（火）必着） ※電話での受付はできません

事前申込が必要です。▼健診名▼住所▼氏名▼生年月日▼年齢▼電話番号（必ず連絡がとれるところ）▼希望日時（12ページのB.住民健診からお選びください）をご記入の上、はがきまたは封書で下記までお申し込みください。また、総合保健福祉会館の窓口でもお申し込みできます。お申し込みされた人には10月中旬までに、案内通知と受診券を郵送いたします。

▶申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館内）

40歳以上

●対象年齢は平成23年3月31日までの到達年齢（後期高齢者健診は除く）

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
① 特定健診（町国保）	40～74歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・脂質検査・肝機能検査・血糖検査・貧血検査・眼底検査・心電図検査	1,300円
	※65～74歳で後期高齢者保険証をお持ちの人は『②後期高齢者健診』にお申し込みください		
特定健診（町国保以外）	※町の健診会場で受診できない場合があります。必ず13ページ問1をご覧ください		
② 後期高齢者健診	75歳の誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ受診ください ※オプションとして貧血検査・眼底検査・心電図検査の3項目セット検査を希望される人は自己負担1,300円で追加できます。健診当日にお申し込みください	無料
③ 胸部レントゲン検診	40歳以上	胸部レントゲン検査	300円
④ 胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	1,100円
⑤ 大腸がん検診	40歳以上	免疫便潜血検査（検便）	600円
⑥ 前立腺（せん）がん検診	50～64歳	血液検査 ※男性のみ受診可（昭和21年4月1日～昭和36年3月31日生まれ）	700円
⑦ 喀痰（かたん）検査	40歳以上の該当者	喀痰の細胞診 ※喫煙年数×1日の本数＝600以上の人のみ受診可	800円
⑧ 肝炎ウイルス検査	40歳以上の該当者	血液検査：B型・C型肝炎ウイルス検査 ※過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人のみ受診可	800円

※対象年齢が65歳以上の人については、上記健診と同時に生活機能評価を受診できます。生活機能評価とは、運動や栄養・口く機能などの生活機能の低下の恐れがある人を早期に発見するための健診です。詳細は15ページをご覧ください

●申込方法（申込締切：6月15日（火）必着） ※電話での受付はできません

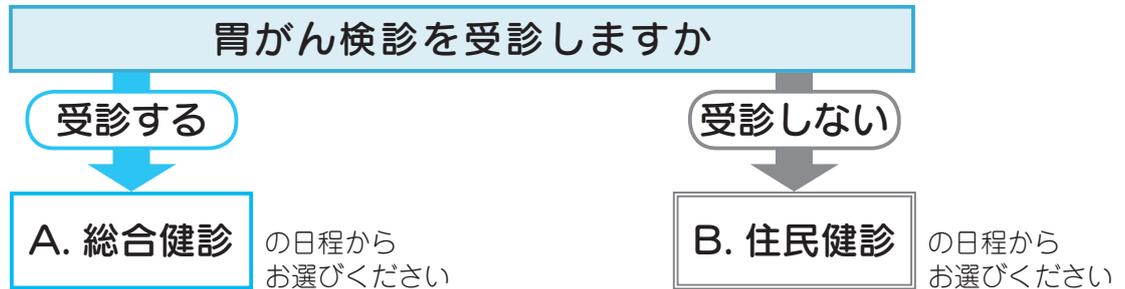
①～⑧のすべての健診で事前申込が必要です。5月下旬に、40歳以上の人を対象に世帯ごとに案内通知を郵送しましたので、同封の申込用紙に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。お申し込みされた人には、後日、受診券等を郵送いたします。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

※平成20年度から健診制度が大きく変更され、健診の周知が法令により義務付けられました。そのため、「町の健診案内通知は必要ない」とご連絡を受けた人にも通知を郵送しておりますのでご了承ください

健診日程の選び方

※総合健診は胃がん検診を受診する人のみとなります

※申し込みされた健診の日時が希望者多数の場合、ご希望の日程にそえない場合もあります。また、**先着順ではありません**のでご了承ください



A. 総合健診

※受診券は **8月上旬** 発送予定

(健診項目: 特定、後期高齢者、胸部レントゲン、胃がん、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス)

期 日	会 場	受付時間 (各日)
9月1日(水)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前7時～7時45分 ②午前8時～8時45分 ③午前9時～9時45分 ④午前10時～10時45分
9月2日(木)	かすみ公民館	
9月5日(日)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
9月6日(月)		
9月7日(火)		
10月4日(月)		
10月5日(火)	本郷ふれあいセンター	
10月6日(水)		

B. 住民健診

※受診券は **10月上旬** 発送予定

(健診項目: 成人健康づくり、特定、後期高齢者、胸部レントゲン、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス)

期 日	会 場	受付時間 (各日)
11月4日(木)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前9時45分～11時 ②午後1時30分～3時
11月5日(金)		
11月8日(月)		
11月24日(水)	かすみ公民館	
11月25日(木)		
11月26日(金)	午前: 君原公民館 午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月1日(水)	本郷ふれあいセンター	
12月2日(木)		
12月3日(金)	午前: 舟島ふれあいセンター 午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月6日(月)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月7日(火)		

よくあるご質問

問 1 夫の会社の保険（扶養）に入っています。町の集団健診は受けられますか

答 『③～⑧各種がん検診』は、40歳以上の町民であればどなたでもお申し込みいただけます。『①特定健診』は、加入している医療保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等）によって受診方法や自己負担額が異なりますので、以下の点を医療保険者へご確認ください。

●特定健診の受け方

●受診できる健診会場

→町の集団健診会場で受診できる場合は、5月下旬に送付された申込用紙の『①特定健診（国保以外）』にお申し込みください。ただし、健診受診の際は医療保険者が発行した『特定健康診査受診券』が無いと受診できませんので、健診日当日までに必ず発行してもらってください

問 2 10月2日に75歳になります。私は後期高齢者健診に該当するのでしょうか

答 75歳のお誕生日を迎える前（10月1日まで）に受診の場合は『①特定健診』、10月2日以降に受診の場合は『②後期高齢者健診』を受けていただくこととなります。健診を希望する日をご確認のうえお申し込みください。また、日程の都合がつかない場合は町国保年金課までご連絡ください。

問 3 私は50歳で町の国民健康保険に加入しています。人間ドックまたは脳ドックを受診しても町の『特定健診』は受けられますか

答 ドックの中には『特定健診』の検査項目がすべて含まれていますので、町の『特定健診』は受けられません。ただし、次の検診はドックに含まれていませんので町の集団健診でお申し込みいただけます。

▼人間ドックに含まれない検診：11ページの『⑥前立腺がん検診』『⑦喀痰検査』

※霞ヶ浦成人病研究事業団健診センターおよび土浦協同病院農村健康管理センターで人間ドックを受診する場合は『⑦喀痰検査』のみ

▼脳ドックに含まれない検診：11ページの③～⑧

問 4 胃がん検診は受診しませんが、総合健診の日程で申し込みはできますか

答 住民の皆さまの待ち時間や健診時間を短縮するために各日定員を設けておりますので、必ず住民健診にお申し込みください。早い時期での検診をご希望であれば、14ページ掲載の医療機関健診をご利用ください。 ※集団健診とは自己負担額が異なります

問 5 町の集団健診の日程は都合が悪く受けられません。どこかで受診することはできますか

答 町が指定する健診機関で個別に受診することができます。ご希望の健診によって受診方法や健診機関が異なりますので、下記までお問い合わせください。

希望の健診	お問い合わせ先	電話番号
特定健診（40～74歳）	国保年金課 国保係	888-1111（131～133）
後期高齢者健診（75歳以上）	国保年金課 後期高齢医療福祉係	888-1111（134・135）
※各種検診（20歳以上／検診によって対象年齢が異なります）	健康づくり課 健康推進係	888-2940

※各種検診とは — 成人健康づくり健診・胸部レントゲン検診・胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・喀痰検査・肝炎ウイルス検査・腹部超音波検診・骨粗しょう症検診・乳がん検診・子宮がん検診 — になります。詳細は14ページをご覧ください

※広報あみ5月号通常版でお知らせしましたとおり、各世帯に配布しました『平成22年度健康診査・予防接種予定表』の集団健診欄の自己負担額に誤りがありました。正しくは下記の通りです。おわびして訂正いたします
 (誤) 成人健康づくり健診 1,100円 → (正) 成人健康づくり健診 1,000円
 (誤) 肝炎ウイルス検査 700円 → (正) 肝炎ウイルス検査 800円

集団健診は日程
が合わない人

『医療機関健診』

早い時期に受
診したい人

をご利用ください

町の集団健診の日程で都合がつかない、早い時期に健診を受診したいなど、ご自身の都合に合わせて健診をご希望の方は『医療機関健診』をご利用ください。健康管理のためには毎年健診を受け、経年的に健康状態をみるのが大切です。なお、**集団健診とは自己負担額が異なります**ので、ご注意ください。

■ 受診できる健診項目

●対象年齢は平成 23 年 3 月 31 日までの到達年齢

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・脂質検査・肝機能検査・血糖検査・貧血検査	1,400円
胸部レントゲン健診	40歳以上	胸部レントゲン検査	500円
胃がん健診	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	3,100円
大腸がん健診	40歳以上	免疫便潜血検査(検便)	300円
前立腺(せん)がん健診	50～64歳	血液検査 ※男性のみ受診可(昭和21年4月1日～昭和36年3月31日生まれ)	1,100円
喀痰(かたん)検査	40歳以上の該当者	喀痰の細胞診 ※喫煙年数×1日の本数=600以上の人のみ受診可	1,100円
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)	40歳以上の該当者	血液検査 ※過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人のみ受診可	1,800円
腹部超音波健診	40～69歳	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の検査	2,400円
骨粗しょう症健診	25～65歳	足のかかとの骨密度を超音波で測定	1,400円

※特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診は国保年金課へお問い合わせください

※乳がん・子宮がん健診も医療機関健診を行っています。詳細については『広報あみ4月号通常版』をご覧ください

■ 申込方法

健康づくり課(総合保健福祉会館内)で受診券を発行しますので、直接来館してお申し込みください。ただし、以下の人はお申し込みできませんので、ご注意ください。

▼今年度、すでにドックを受診した人または受診予定の人

▼町の集団健診を受診予定の人

※ドックや集団健診を受診しない健診項目はお申し込みできますので、お問い合わせください

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター(東京医科大学茨城医療センター敷地内)

■ 受付期間

平成23年2月28日まで

■ 受診可能な期間

受診券の発行日から2か月以内 ※最終受診日は平成23年2月28日となります

■ 自己負担額の免除

下記に該当する人は町が実施する健診は無料になりますので、申込時に手帳等の証明できる物をご提示ください。

▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人

▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人

▼重度の知的障害とされた人(療育手帳で㊤またはAの人)

▼生活保護受給者

生活機能評価を 受けましょう

～ 65 歳以上の人（介護認定者を除く）～

社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)

介護 保険

町では、生活機能評価を実施しています。この生活機能評価の結果、生活機能の向上が必要な人には、『介護予防教室』のご案内をお送りします。いつまでも住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らすために、介護予防に取り組みましょう。

『生活機能評価』を受ける

- ▼町の集団健診（10～13ページ参照）でいずれかの健診を申し込む場合：同時に生活機能評価を受けることができます
- ▼生活機能評価のみを希望する場合：医療機関にて個別健診で受けることができます（社会福祉課窓口で申請が必要）



●生活機能の低下の可能性あり

『生活機能検査』

- ▼問診・診察
- ▼身体計測・血圧測定
- ▼理学的検査
- ▼血液検査（貧血・血清アルブミン）
- ▼心電図など



●生活機能の向上が必要な場合

『介護予防教室』への参加

- 生活機能評価の結果を個人通知するとともに、各教室へのご案内をしています。
- ▼お口の健康づくり教室
 - ▼運動の教室
 - ▼栄養の教室

問い合わせ

- ▼生活機能評価：社会福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (164・165)
- ▼元気高齢者向けの事業：健康づくり課健康推進係 ☎ 888-2940

●生活機能評価とは？ 高齢者に起こりやすい栄養の偏りや足腰の衰えがないかなど、危険な老化のサインを早期に発見し、介護が必要になることを予防するものです（料金無料）



●生活機能の低下なし

引き続き、健康づくりにつとめましょう！ また、町では下記の元気高齢者向けの事業を実施していますのでご利用ください。

元気高齢者向けの事業

■パワーアップ教室（筋力向上トレーニング）

- 要介護の状態にならないよう、足を中心とした筋力アップを図ることが大切です。自宅でも気軽に取り組みめる運動を指導いたします。
- ▶対象 65歳以上の人で、医師により運動を制限されていない人、介護認定を受けていない人
 - ▶内容 3か月間のコース▼ボールなどを使った運動やステップ体操▼教室の最初と最後に体力測定を行い個人のレベルに合わせた指導をします

■ミニデイサービス（生きがい活動支援通所事業）

- いきいきとした暮らしは、人と会って話し、仲間と楽しい時間を過ごすことが欠かせません。週1回の通所をとおして仲間づくりを支援します。
- ▶対象 家に閉じこもりがちな人やからだが虚弱な人で、介護認定を受けていない人
 - ▶内容 趣味活動や簡単な体操、日常動作訓練、四季折々の行事

■その他の地区活動

- つるかめ教室 各地区10人以上の団体に対して、町理学療法士や保健師、運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操の指導・健康相談を行っています
- いきいきサロン 外出の機会が少ない人や自宅に閉じこもりがちな人をはじめ、各地区の皆さまの仲間づくりの場を支援しています
- シルバーリハビリ体操 体力の低下している人から体力維持をしたい人まで、身体の状態に合わせてだれにでもできる体操をシルバーリハビリ体操指導士が出前にてご提供いたします

なくそう

高齢者への虐待

虐待の防止と早期発見に向けて

社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111(162)

高 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することとはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっていきます。高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで、虐待の起こらない地域づくりをお願いします。

高齢者虐待とは 次のような行爲です

1 身体的虐待

暴力的行爲などで、身体にあざ、痛みを与える行爲や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行爲。

▼具体的な例…▽平手打ちをする、つねる、殴る、ける、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる▽ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする——など

2 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、

その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例…▽入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮ふが汚れている▽水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある▽室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる▽高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限する▽同居人による高齢者虐待と同様の行爲を放置すること——など

3 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

▼具体的な例…▽排せつの失敗をちよう笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる・どなる、ののしる、悪口を言う▽侮辱を込めて、子どものように扱う▽高齢者が話しかけているのを意図的に無

視する——など

4 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行爲またはその強要。

▼具体的な例…▽排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要する——など

5 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

▼具体的な例…▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽本人の自宅等を本人に無断で売却する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する——など

相談や通報を お願いします

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者本人が家族に遠慮したり、世間体を気にしたりして虐待の事実が分かりづらいことがあります。また、高齢者虐待防止法では、「虐待を受けた

と思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならぬ」と定められています。

地域で虐待が疑われるようなことに気づいたら左記の相談窓口まで通報・連絡をお願いします。

● 社会福祉課高齢福祉係 ☎

888-1111 (162)

● 町地域包括支援センター

(町社会福祉協議会内) ☎

887-8124

日常生活用具給付等事業

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者に日常生活用具(電磁調理器・火災警報器・自動消火器・老人用電話)を給付・貸与します。ただし、所得に応じて個人負担が生じる場合があります。

※平成23年5月31日までにすべての住宅に火災警報器の設置が条例で義務付けられております。おおよね65歳以上のひとり暮らしおよび寝たきり高齢者で、前年所得税が非課税の人のうち一定の条件を満たしている人は、日常生活給付等事業の申請をすることにより自己負担額なしで、火災警報器の給付を受けることができます

平成 21 年度の運用状況を報告します！

● 情報公開制度

● 個人情報保護制度

問い合わせ 総務課文書法制係 ☎ 888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求め、権利をすべての人に保障するものです。

▼請求ができる人…どなたでも請求できます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページ（下記参照）で取得することができます

▼公開請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行います、その内容について担当者をご説明します

▼平成21年の運用状況…昨年度は、3件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公開	2
部分公開	1
非公開	0
不存	0
合計	3

▼公開請求の内容…実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

実施機関	件数	主な内容	
町長	予科練平和記念館整備推進室	0	
	総務部	2	住居表示台帳図
	民生部	0	
	経済建設部	0	
	都市開発部	1	工事費内訳書
会計課	0		
町議会・町教育委員会・消防長・町農業委員会・町土地開発公社	0		

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求したりすることができる仕組みです。

▼請求ができる人…自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます

▼請求の方法…請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナーに提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることの確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼開示請求に対する決定…情報公開制度の公開請求に対する決定と同じです

▼開示方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者をご説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人であることを確認します。運転免

許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼訂正請求・利用停止の申出…請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます

▼平成21年の運用状況…昨年度は、2件の開示請求がありました（左表参照）。そのほか、訂正請求・利用停止の申し出はありませんでした

実施機関	件数	決定状況	主な内容
町長(民生部)	1	開示	請求者が遺族である故人の医療情報
消防長	1	一部開示	交通事故の状況および搬送時の患者の状況

請求書のダウンロードは下記から

<http://www.town.ami.ibaraki.jp/gyosei/application-down.htm>

町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（天引き）制度

65歳以上
の人



税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

住 民税の公的年金からの特別徴収制度とは、65歳以上の住民税の納税義務のある公的年金等にかかる所得を有する人を対象に、今まで納付書や口座振替で納付していた公的年金にか

かる住民税を年金から天引きする制度です。

この制度の導入による税負担の変化はありません。お支払い方法が変わるだけです。

対象となる人

65歳以上の公的年金の受給者（4月1日現在で、▼65歳以上▼老齢基礎年金等の支払いを受けている▼公的年金にかかる住民税の納税義務がある——のすべてを満たす人）。

対象とならない人

- ▼1月1日以降、転出・死亡等の理由で町に引き続き住所を有していない
- ▼老齢基礎年金等の年額が18万円未満
- ▼介護保険料が年金から天引きされていない人
- ▼住民税の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超えない人

る人

※ご自身が対象になっているかどうかは、6月中旬ごろに町からお送りする税額決定・納税通知書でご確認ください。

なお、65歳未満で公的年金を受給している給与所得者は、平成21年度につきましては、平成22年度から「公的年金等所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して、給与から天引きできる制度（平成20年度以前と同じ）に変更になります。

徴収される税額

公的年金にかかる所得のみ天引きします。

公的年金以外の所得（給与・事業・不動産など）にかかる税額は年金から徴収せず、現行と同様に普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの特別徴収（給与天引き）で納めていただくこととなります。

対象となる年金

老齢等年金給付（▼老齢基礎年金▼老齢厚生年金▼退職共済年金——など）。

※遺族年金や障害年金は特別徴収の対象になりません

徴収方法および税額

① 年間の支給月（6回）を大きく2つに分けます。

① 上半期の年金支給月（4・

年金からの特別徴収が開始される最初の年度の徴収方法

期別	上半期		下半期		
	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの天引き)		
徴収方法			10月	12月	2月
月(期)	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$

次年度以降

期別	上半期 (仮徴収)		下半期 (本徴収)			
	特別徴収 (年金からの天引き)					
徴収方法						
月(期)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度 2月と同額	前年度 2月と同額	前年度 2月と同額	前年度 2月と同額 から 額を 引いた 額の $\frac{1}{3}$	前年度 2月と同額 から 額を 引いた 額の $\frac{1}{3}$	前年度 2月と同額 から 額を 引いた 額の $\frac{1}{3}$

6・8月)・・・前年度の下半期の税額を3分の1ずつ3回徴収します(仮徴収)

② 下半期の年金支給月(10・12・2月)・・・その年度の年税額から上半期に徴収した税額を差し引いた残りの額を、3分の1ずつ3回徴収します(本徴収)

※税額は6月に確定するため、仮徴収の税額は前年度の最後(2月)の税額に応じて仮に定めて徴収されます

よくある質問

Q1

公的年金からの特別徴収を、本人の意思でやめることはできますか。

A1

本人の意思での選択は認められていません。地方税法により、『公的年金等所得にかかる個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する』とされておられ、右ページ『特別徴収の対象外』に掲げる場合を除き、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象となります。

Q2

年度途中で住民税額に変更があった場合はどうなりますか。

A2

年度途中で住民税額に変更があった場合、年金からの特別徴収は中止となり、年金から天引きされた税額を除いたものがすべて普通徴収に切り替わります。なお、翌年度10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。

Q3

当初、介護保険料を年金から特別徴収されていましたが、年度途中で保険料が変更になったため普通徴収に切り替わりました。この場合、住民税についてはどうなりますか。

A3

介護保険料の特別徴収の対象でなくなった場合は、住民税においても普通徴収に切り替わります。

Q4

遺族年金から介護保険料が天引きされています。住民税も遺族年金から天引きされるのですか。

A4

遺族年金や障害年金から介護保険料が天引きされている場合においても、住民税は天引きされません。

Q5

ほかの自治体の介護保険の被保険者となった場合、天引きの対象になるのですか。

A5

住所地特例や転居によりほかの自治体で介護保険の被

保険者となった場合、町の行う介護保険の特別徴収の被保険者とはならないことから、天引きの対象にはなりません。

Q6

天引きの対象となる公的年金を複数受給している場合、どの年金から天引きされるのですか。

A6

複数の年金からそれぞれ天引きされることはありません。法律で指定する順位に基づき、一つの年金から天引きされます。

Q7

企業年金(厚生年金基金)や恩給など厚生労働省等以外の年金は、特別徴収税額を決定するための所得には算入されるのですか。

A7

企業年金や恩給などは天引きの対象に含まれますので、それらの年金も算入されます。

Q8

公的年金の所得以外に事業所得があります。事業

所得にかかる住民税についても年金から特別徴収されますか。

A8

公的年金所得以外の所得にかかる住民税については、年金からの特別徴収は行われず、普通徴収により納付していただくこととなります(左図参照)。

Q9

公的年金の所得以外に給与所得があります。この給与

から公的年金所得にかかる住民税についてもまとめて特別徴収できますか。

A9

給与所得にかかる住民税は給与から、公的年金所得にかかる住民税は年金から徴収されることとなります。この場合、住民税の均等割額は給与から徴収されることとなります(左図参照)。

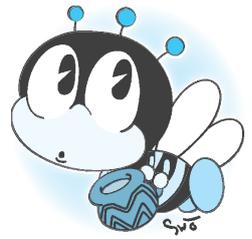
■事業所得と年金所得がある場合(65歳以上)

項目	改正前	改正後
均等割額	普通徴収	年金からの特別徴収
公的年金分の所得割額		普通徴収
事業所得分の所得割額		

■給与所得(特別徴収)と年金所得がある場合(65歳以上)

項目	改正前	改正後
均等割額	給与からの特別徴収	給与からの特別徴収
給与分の所得割額		年金からの特別徴収
公的年金分の所得割額		

ふれあい地区館はみなさんの参加をお待ちしています！



町では、平成2年11月に「いきいき学びの町AMI」を宣言して、生涯学習による町づくりを推進しております。

“届ける生涯学習”として、すべての町民に学習機会を提供し、“いつでも、どこでも、だれでも”参加できる「ふれあい地区館」事業について、主なものを紹介します。

中央公民館 ☎888-2526

阿見小学校区ふれあい地区館

世代・男女・年齢等に分けた部会事業の一部を見直し、“ふれあいの場”を提供できる全体事業や共催事業への移行に取り組んでいます。

6月:ゲーム大会(全体事業)

9・10月:園芸教室(高齢者部会・青少年育成部会)

三世代交流事業の一環として、パンジーの種をまき、苗を育て植え替え作業を行います。また、自宅にもち帰り、花の咲く時期を楽しみにしています

10月:ふれあいイベントまつり(町民体育館)

11月:移動学習(女性・成人部会)

12月:ふれあいウォーキング

※そのほか、部会ごとに独自の事業を実施します

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526



◀園芸教室

吉原小学校区ふれあい地区館

部会を超えた合同交流事業の推進と、吉原小学校との連携に努めています。

5月:児童体験学習支援

サツマイモの苗植え

6月:合同ボウリング大会

9月:各部会交流輪投げ大会

10月:吉原ふれあい広場(吉原小学校体育館)

11月:教育の日行事参加

サツマイモの試食会と児童との交流(ゲーム大会)

2月:合同そば打ち教室

※そのほか、部会ごとに移動学習・料理教室・創作教室・映画鑑賞会などを実施します

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526



◀サツマイモの苗植え

本郷小学校区ふれあい地区館

本郷ふれあいセンターを活動の拠点として、地域住民のコミュニティーづくりを実施しています。特に平成22年度は、部会のあり方を見直し、女性部会と成人部会を合同にして「成人合同部会」として事業を推進していきます。

8月:夏休み映画会(青少年育成部会)

9月:三世代交流事業

ウォーキングやランドゴルフ

11月:ふれあい地区館まつり(本郷ふれあいセンター)

3月:輪投げ大会(高齢者部会)

※そのほか、部会ごとに移動学習・健康教室・体験講座・名画鑑賞会などを実施します

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100



◀三世代交流事業

実穀小学校区ふれあい地区館

実穀集落センターを活動の拠点として、高齢者部会・女性部会・体育部会・成人部会・青少年育成部会の5つの部会で趣向を凝らした事業に取り組んでいます。

6月:開級式アトラクション(高齢者部会)

9月:合同ウォーキング(女性部会・体育部会・成人部会)

11月:ふれあい地区館まつり(実穀小学校体育館)

1月:ニチピクス(女性部会)

日本舞踊の動きを取り入れた有酸素運動

※そのほか、部会ごとに移動学習・映画会・パンポン大会・体力測定などを実施します

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100



◀ニチピクス体操

■ふれあい地区館全体での合同事業

●ふれあいスポーツ交流会 (11月)

町民体育館と中央公民館ロビーを会場として、ソフトバレーボールと輪投げの2競技で8地区館の対抗戦を行います。競技中には、選手も応援団も勝負に熱くなりたいへん盛り上がります。参加者は、すがすがしい汗を流します。

●ふれあい演奏会 (2月)

中央公民館ロビーに特設ステージを設営して、阿見小地区の役員さんを中心に演出から音響操作まですべて手作りによるものです。出演者は、町内の音楽愛好家(大正琴・ハワイアン・インディアンハーブ・津軽三味線など)が演奏します。

※ふれあい地区館事業全体のお問い合わせは、中央公民館 ☎ 888-2526 をお願いします

第一小学校区ふれあい地区館

運営委員会を中心に、5つの部会が大学との連携を図ったり、各地域に出向いたりしての事業を展開しています。特に健康づくりウォーキングや健康体操ステップウェルを年間を通して実施し、会員の健康増進、関心喚起に努めています。

- 6月: 体力測定と健康教室 (共催事業)
- 6~8月: ペグボード測定 (高齢者部会)
- 10月: ふれあい地区館まつり (かすみ公民館) 講演会 (女性部会)
- 12月: 創作教室 (青少年育成部会)

※そのほか、部会ごとに移動学習・料理教室・こども映画会・健康づくりハイキングなどを実施します

●問い合わせ かすみ公民館 ☎ 888-8111



◀体力測定

第二小学校区ふれあい地区館

地域のベテランの役員さんを中心に、二小二小(ニコニコ)笑顔で活動しています。参加者拡大のために、「地区館だより」を各戸に配布して、事業案内に努めるとともに「ふれあい五七五」と称して、川柳を常時募集しています。

- 6月: 体力測定 県立医療大
- 7月: 健康教室 (高齢者部会) 移動学習 (成人体育部会) 滝川溪谷
- 8月: 親子映画会
- 11月: ふれあいの集い (第二小体育館)

※そのほか、部会ごとに移動学習・料理教室・しめ縄作りなどを実施します

●問い合わせ かすみ公民館 ☎ 888-8111



◀しめ縄作り

君原小学校区ふれあい地区館

高齢者部会・スポーツいきいき部会・ふれあい交流部会・文化学習部会の4つの部会で、地域の人々のふれあい・交流に努めています。

- 毎月: 君原シアター (公民館との共催事業)
- 8月: 体力測定 (スポーツいきいき部会)
- 10~11月: 芸術作品展
- 11月: ふれあい地区館まつり (君原公民館)
- 1月: 理科教室 (親子ふれあい部会)
- 2月: 健康教室 (高齢者部会)

※そのほか、部会ごとにスポーツ大会・三世代交流会・移動学習・親子ふれあい教室・生け花講習会などを実施します

●問い合わせ 君原公民館 ☎ 889-1363



◀芸術作品展

舟島小学校区ふれあい地区館

舟島ふれあいセンターを活動の拠点に、一人でも多くの人々と交流の場を持ち、ふれあいの輪を広げるために、専門部会ごとに学習機会の提供に努めています。

- 6月: グランドゴルフ (みどりクラブ) 梅もぎウォーキング (女性部会・成人体育部会)
- 7月: ニュースポーツ (みどりクラブ) オーバルボール
- 8月: こども映画会 (青少年育成部会)
- 11月: ふれあい地区館まつり (舟島ふれあいセンター)

※そのほか、部会ごとに移動学習・料理教室・趣味講座・健康講座などを実施します

●問い合わせ 舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761



◀梅もぎウォーキング

はばたけ未来へ、 みんなのおもい！！

「はばたけ未来へ、みんなのおもい！！」
まい・あみ・まつり 2010
実行委員長 安掛 武一

今年の『まい・あみ・まつり 2010』は、『はばたけ未来へ、みんなのおもい！！』をテーマに、『さわやかセンター前通り』をメイン会場にして開催いたします。

老若男女、町民全員が明るい未来、そして活気ある阿見町を願っていることと思います。

2日間のまつりが、そのような町民全員の願いとともに、思い出に残るよう、楽しんでいただけるよう、実行委員一同、頑張ってお準備を進めておりますので、一人でも多くのご参加をよろしくお願いいたします。

また、『はばたけ未来へ、みんなのおもい！！』の気持ちを大切に、阿見町全体が安全で安心して暮らせ、今以上に明るく活気ある町になることを願っております。

町民の皆さまには、昨年同様ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

町民参加のまちづくり

阿見町長 天田富司男

『町民の和とふれあい』を目的に始まり、町民総参加の一大イベントとして毎回盛大に開催されている『まい・あみ・まつり』は、今年で21回目を迎えます。

今年のテーマは、『はばたけ未来へ、みんなのおもい！！』ですが、町民の皆さまのさまざまな思いが、笑顔あふれる明るい未来へ大きくはばたき、活気ある阿見町になる願いが込められたテーマであります。

実行委員の皆さんは、一丸となってこの熱い2日間のまつりに向けて、日夜イベント企画に取り組んでおります。多くの町民の皆さまに、このまつりへ参加して楽しんでいただくとともに、このまつりを通して多くの出会いとふれあいが仲間意識を形成し、希望と活力に満ちた『笑顔のあふれるまちづくり』につながることを期待いたします。

『まい・あみ・まつり2010』のテーマが、『はばたけ未来へ、みんなのおもい！！』に決定しました。今月号では、まい・あみ・まつり2010実行委員会の組織とメンバーを紹介いたします。また、各イベント出演者等の募集については、31ページでお知らせします。

●まい・あみ・まつり 2010 ●

日時：8月7日(土)・8日(日) 午後3時～9時30分
メイン会場：さわやかセンター前通り (通称・まいあみストリート)

広報協賛金部会



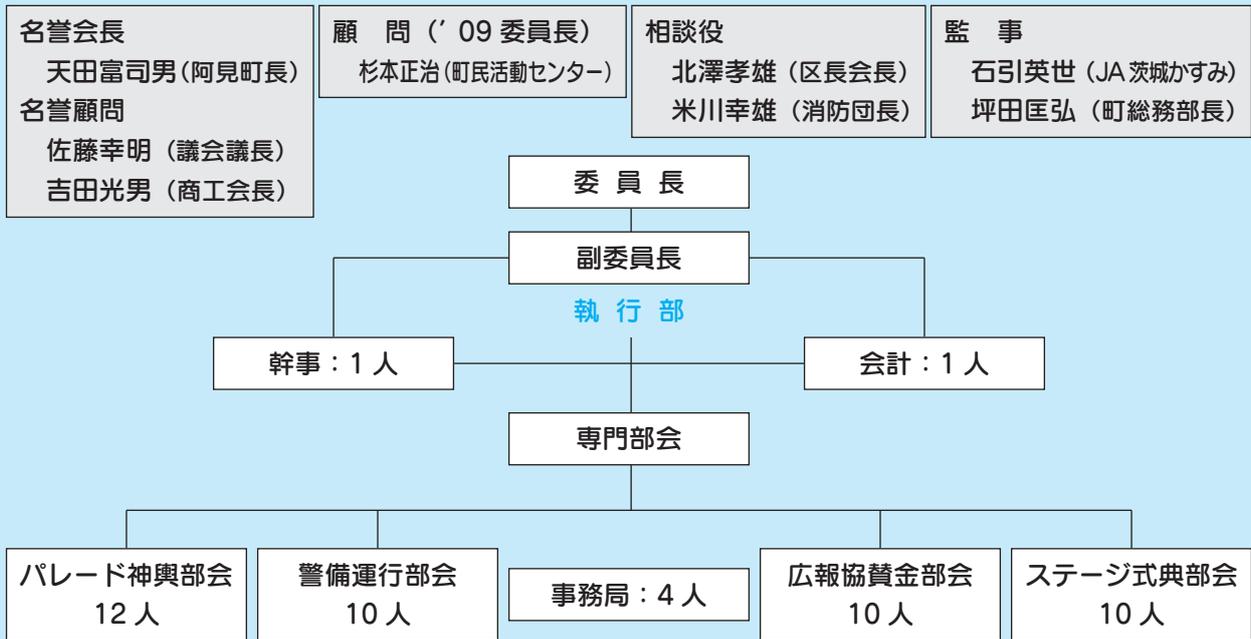
前列左から：大武徹(町金融団)、飯田優介(町金融団)、小島直子(一般応募)、丸山成美(町教育委員会)
後列左から：佐藤孝一(町商工会)、小野晃平(県立医療大学)、大竹けい子(町商工会)、持田光子(町商工会)
そのほか：今井一晶(町商工会)、平林隆宏(県立医療大学)

本部役員



前列左から：中野祥子(会計=役場)、村田敦志(副委員長=役場)、安掛武一(実行委員長=東京医科大学)、吉田恭久(幹事=役場)
後列左から：佐藤哲朗(事務局=役場)、鹿志村浩行(事務局=役場)、山本英宏(事務局=役場)
そのほか：井手夕子(事務局=臨時職員)

●実行委員会組織図●



平成 22 年 4 月 20 日現在



パレード神輿部会

前列左から：山本学（青宿むつみ会）、今井誠一（青宿むつみ会）、小泉一弘（東睦）、氏家陽子（よさこい雅）、郷原君江（よさこい雅）

後列左から：入山衣代（天翔如人）、代市満子（天翔如人）、栗山葉子（獅子神輿会）、菊池映子（曙獅子連）、大森友介（阿見神輿連合）、大山剛（阿見神輿連合）、松浦健一（桜睦会）

ステージ式典部会



前列左から：川本真純（県立医療大学）、岡真奈美（県立医療大学）、大藪あずさ（県立医療大学）、渡辺章彦（武器学校）、山崎聡（JA 茨城かすみ）

後列左から：長沼明子（町社会福祉協議会）、渋谷大介（東京医科大学）、松尾利輝（朝日燃料支処）、川越潤一（役場）、古谷聡史（武器学校）

警備運行部会



前列左から：小松崎俊雄（安全協会）、栗山正喜（一般応募）、海老原達博（消防本部）、伊丹一浩（茨城大学農学部）

後列左から：小島義隆（霞ヶ浦成人病事業団）、濱中理平（町体育協会）、斉藤直賢（町体育協会）、大和田昭夫（一般応募）、大崎高（町学校長会）、中村順紀（町学校長会）

『あみまち紀行』

Vol.25

～初夏の果樹狩り～



今年の桜の季節は、気温の変化が激しく、暖かかったり、寒かったり…。今後、どのような夏を迎えるのかが気になる今日のごろ、皆さんはいかがお過ごしでしょうか？さて、町には初夏に果樹狩りが楽しめるスポットがあります。そこで、今月号では、初夏に旬を迎えるスイカやメロンとともに、果樹狩りについてご紹介します。

■梅の実もぎ取り（島津）



島津営農組合が、農業集落の活性化と耕作放棄地対策として南高梅の栽培を行っています。阿見飛行場に程近いこちらの梅林では、約700本の南高梅の木が、果肉の厚い大きな実をつけます。

収穫できる時期は、6月上旬から7月上旬。梅酒等の青梅を利用する

場合は6月上旬に、梅干に利用する場合は6月中旬に収穫するのがお勧めです。広い梅林内で、じっくりとお好みの実を探し求めながら、ゆったり初夏のひと時を過ごしてみたいかがでしょうか。

■ブルーベリー狩り（大形）



「ブルーベリーみやもと」では、9種類のブルーベリーを無農薬有機栽培しています。

収穫できる時期は、6月下旬から8月下旬。園内を散策しながら摘みたてをほおばると、みずみずしい味が口いっぱい広がります。

また、売店が併設されていますので、お土産に自家製のジャムなども購入できます。

↳スイカ・メロン

6月から7月にかけて旬を迎えるスイカとメロン。町内の直売所ではフェアも開催されます。

●スイカ

食感がしゃりしゃりとした品種の『紅大』が生産されています。果肉の色が濃く鮮やかで日持ちもよいため、近年の販売方法の主流になっているカット売りに向いています。

●メロン

アンデスメロンやクインシーメロンとは異なる『阿見グリーン』という品種が生産されています。糖度が高く、しっかりとした食感で、形はやや縦長、そしてサイズがとても大きいのが特徴です。



問い合わせ 商工観光課観光物産係

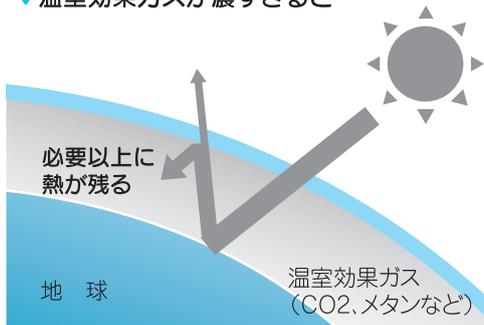
☎ 888-1111 (172)

Eメール: shokokankoka-ofc@town.ami.lg.jp

地球温暖化対策

環境課 ☎ 888-1111 (141 ~ 143)

▼温室効果ガスが濃すぎると…



現 在地球の平均気温は14度前後です。これは二酸化炭素(CO₂)などの『温室効果ガス』の働きによるものです。

もし、温室効果ガスが全く存在しなければ、地表面から放射された熱は地球の大気を素通りしてしまい、その場合の平均気温はマイナス19度になると言われています。

このように、温室効果ガスは生物が生きるために不可欠なものです。しかし近年、石油や石炭等を大量に燃やして使用することで、大気中への二酸化炭素の排出が急速に増加し、温室効果ガスの濃度が増加して、地球の地表や大気の温度が上昇しています。

地球温暖化でどんな悪影響が起これるのでしょうか

- 1 海面水位が上昇することで、領土がなくなる。水没の危険
- 2 豪雨・干ばつなどの、異常気象の増加
- 3 生態系への影響、貴重な遺伝子の減少
- 4 森林伐採や異常気象による砂漠化の進行
- 5 水資源などへの影響、水不足の発生
- 6 熱帯性感染症発生の増加 (マラリア・コレラなど)
- 7 気温上昇による穀物生産の低下。食糧不足問題
- 8 高温による冷房などの消費エネルギーの増加によるエネルギー不足

温暖化が進むことは、私たちの生活にも被害が及びます。ただ、地球温暖化は、目に見えないということから、私たち自身が危機的な状況にならないため、理解しにくい現状なのかもしれません。しかし、将来的には、もっと深刻な問題になっていることは確かです。将来のある子どもたちと未来のため、地球温暖化防止対策をしていきたいと思います。

町では次のような対策に取り組んでいます

- ▼ 町民を対象にした環境家計簿の奨励
- ▼ レジ袋の無料配布中止事業 (平成21年6月1日から)
- ▼ 緑のカーテン事業
- ▼ 町地球温暖化対策実行計画の実践
- ▼ 職員による『CO₂削減私のチャレンジ宣言』の実践
- ▼ 職員による『ライトダウン・フーマイカーデー』の実践

▼ 職員による、県主催のエコドライブセミナー受講

その中でも特に、昨年の6月から始まった『レジ袋の無料配布中止事業』では、平成21年6月～平成22年2月までの9か月間で、原油換算にして『ドラム缶325本分』の削減になりました(ホームページに掲載)。

町ではこれからもさまざまな地球温暖化対策情報を提供していきます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

井戸水検査を実施しています

地表に降った雨は、集まって川となります。そのうち一部は土中にしみ込み、にごりをろ過したり、いろいろな物質を溶かし込みながら地下水となります。このため、地下水は地域によってそれぞれ水質が異なります。

最近、地下水の水質は年々悪くなる傾向にあり、『硝酸態窒素および亜硝酸態窒素』や『一般細菌』などが検出され、そのままでは飲用に適さない井戸が多くなっています。

町では、水道未供用地域の行政区から毎年2世帯の井戸水検査を実施しています。この結果は、水質検査12項目の説明文とともに、検査を受けた世帯へ送付し、不適合の家庭には保健所から指導を受けるようお願いしています。保健所では、硝酸態窒素等の含有量が基準値を超えている家庭に対して飲料水を購入するよう指導が行われています。

▼水質検査項目

- 1 一般細菌
- 2 大腸菌
- 3 硝酸態窒素および亜硝酸態窒素
- 4 鉄およびその化合物
- 5 塩化物イオン
- 6 カルシウム・マグネシウム等(硬度)
- 7 有機物等(全有機炭素TOCの量)
- 8 pH値
- 9 味
- 10 臭気
- 11 色度
- 12 濁度



●問い合わせ：町選挙管理委員会(役場2階総務課)
☎888-1111(216・214)

■今回の選挙で投票できる人

- ▼ 次のすべての条件を満たしていることが必要です。
- ▼ 阿見町の選挙人名簿に登録されている人
- ▼ 阿見町に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民
- ▼ 登録の基準日まで引続き3か月以上阿見町に住み、住民基本台帳に登録されている人

■投票の方法

- ▼ 今回の選挙は、『選挙区選出議員選挙』と『比例代表選出議員選挙』の2種類です。したがって、選挙人1人がそれぞれの選挙で1票ずつ投票することになります。
- ▼ 選挙区選出議員の投票用紙には、候補者氏名を書いて投票してください
- ▼ 比例代表選出議員の投票用紙には、候補者氏名または政党名を書いて投票してください

参

議院議員通常選挙が7月に実施される予定です。今回の選挙は、国政を任せる人を選ぶ重要な選挙です。皆さんの大切な一票、棄権しないでそろって投票しましょう。※投・開票状況はホームページで速報します

●公示日・投票日：未定(4月23日現在) ●投票時間：午前7時～午後8時 ●投票場所：町内17投票所(入場券に記載・ホームページにも掲載中)

■期日前投票

投票日当日に、仕事やレジャーなどで投票ができない人は、期日前投票をすることができます。期間 公示日の翌日から投票日の前日まで

※公示日当日は、投票ができません。ご注意ください

時間 午前8時30分～午後8時 場所 役場1階ロビー

持参するもの 投票所入場券(入場券がなくても、本人の確認ができれば投票できます)

●他市町村で不在者投票

阿見町の選挙管理委員会に投票用紙等を請求すれば、投票日の前日までに、他市町村の選挙管理委員会が指定する場所で不在者投票をすることができます。

※この場合、投票用紙の請求等には、郵送の時間がかかりますので、お早めに請求・投票してください

●郵便による不在者投票

郵便による不在者投票は、身体に重度の障害等がある人のために設けられている制度です。この投票は事前に『郵便投票証明書』の申請が必要です。

また、投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求しなければならぬなど期日の制限もあります。

希望する人は、早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

■代理投票・点字投票

身体障害や字を知らないなどの理由で、投票用紙に自書できない人は、投票所の係員が代筆します。代筆を希望する人は、当日係員に申し出てください。

また、目の不自由な人は、点字で投票することができます。点字器は投票所に備え付けてありますので、当日係員に申し出てください。

■募集内容

区分	期日前投票立会人	投票立会人
期間	公示日の翌日から投票日の前日までのうち希望する日	投票日
時間	午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時
報酬(日額)	9,500円	10,700円
場所	役場1階ロビー	ご自分が投票される投票所
募集人数	32人(各日2人)	34人(各投票所2人)
対象	町の選挙人名簿に登録されている人	
申込方法	6月11日(金)までに直接申し込む(定員を超えた場合抽選)	

参議院議員通常選挙『投票立会人』募集
町では、7月に予定されている参議院議員通常選挙の『投票立会人』(投票所において選挙の投票が公正に行われているか立ち会う人)を次のとおり募集します。



「町界町名地番整理事業」(以下「事業」とは、飛び地や複雑に入り組んだ町界・町名・地番を整理し、分かりやすい住所にするために行うものです。

今月号では、中郷・西郷地区の事業実施時期とこれからの事業の流れについてお知らせします。

■新町界町名は、『中郷二丁目』『三丁目』『西郷三丁目』に

中郷・西郷地区の新しい町界町名については、昨年度、住民説明会を開催し、地域の皆さまの意見を取りまとめました。その内容を、地区の代表者等からなる推進委員会で慎重に検討いただいた結果、『中郷二丁目』『三丁目』『西郷三丁目』とされました。(下記

中郷・西郷地区町界町名地番整理

8月21日(土)から、『中郷二丁目』『三丁目』『西郷三丁目』に変わります

の区域図参照

この決定を受け、昨年度末の町議会の議決を経て、町界町名を正式に決定しました。

■8月21日(土)から住所等の表示が変わります

町では、中郷・西郷地区の事業実施に向け、諸作業を開始しました。本年度の主な事業の流れは、▽変更予定通知等の発送▽住所等の変更に係る手続き説明会▽住民票等の修正▽変更証明書交付▽案内板、表示板の設置——などがあり、実施までにはおおむね半年ほどかかります。事業の実施時期は、年末年始や年度切り替えの忙しい時期を避け、親類や友人・知人に新任所を知らせるのに都合の良い時期として、8月21日(土)を予定しています。

■新旧地番対照図やパンフレット等を配布

事業実施の際には、対象となる地区の皆さまに▽新地番の通知▽町名地番変更のお知らせ▽新旧地番対照図▽住所お知らせ用の無料はがき——等を配布します。

■土地・建物を所有の皆さまへ

土地を所有している人は、実施日まで分筆・合筆をできる限り避け、新地番を順序よく付けられるようご協力ください。また、賃貸建物を所有している人は、新規入居者に町名地番変更が予定されていることをお知らせください。住みよいまちづくりのため、皆さんのご理解ご協力をお願いします。

●事業実施後の住所等の表示例

変更前

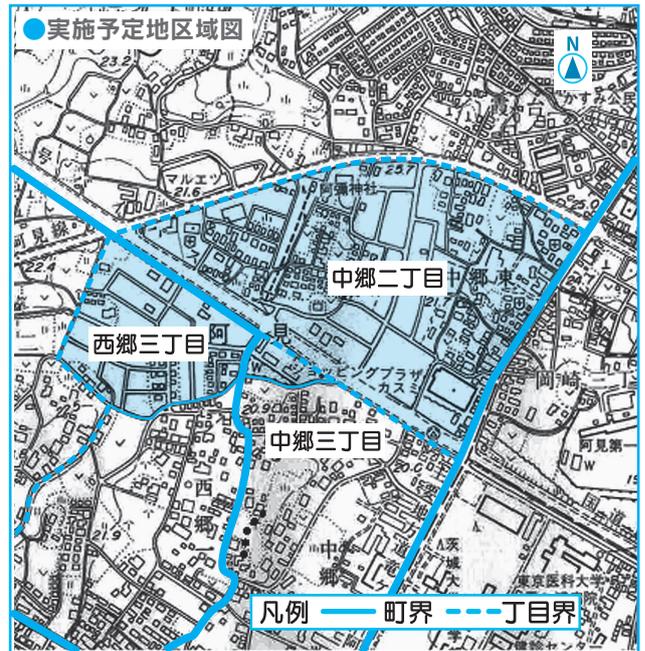
- 【住所】 阿見町大字阿見 2332 番地 4
- 【本籍】 阿見町大字阿見 2332 番地 4
- 【土地の所在】 阿見町大字阿見字宮脇 2332 番 4
- 【建物の所在】 阿見町大字阿見字宮脇 2332 番地 4

変更後

- 【住所】 阿見町中郷二丁目 18 番地 1
- 【本籍】 阿見町中郷二丁目 18 番地 1
- 【土地の所在】 阿見町中郷二丁目 18 番 1
- 【建物の所在】 阿見町中郷二丁目 18 番地 1

●行政区・学区等の変更はありません！

『町界町名地番整理事業』は、住所等の表示方法を変更し、分かりやすくする事業です。町名が変わっても行政区・学区等の区域の変更はありませんので、従来の活動等にはさしつかえありません。



■問い合わせ 総務課住居表示係 ☎888-1111 (211・216) ■

参議院議員通常選挙『臨時職員』募集

- ▶ 勤務内容 参議院議員通常選挙の期日前投票事務
- ▶ 募集人数 2人
- ▶ 応募資格 健康で通勤可能な人
- ▶ 勤務期間 公示日の翌日から投票日の前々日まで(土・日・祝日を除く)
- ▶ 勤務時間 午前8時30分～午後5時30分 ※昼1時間休憩あり
- ▶ 勤務場所 役場
- ▶ 時給 750円(交通費別途支給)
- ▶ 応募期間 6月11日(金)まで
- ▶ 応募方法 履歴書(6か月以内撮影の写真ちょう付)を直接下記に提出する ※郵送不可
- ▶ 選考方法 書類(一次審査)、面接(面接は応募締切後に連絡)
- ▶ 参考 期日前投票期間は次のようになります ▼投票日が7月4日(日)の場合:6月18日(金)～7月3日(土) ▼投票日が7月11日(日)の場合:6月25日(金)～7月10日(土) ▼投票日が7月18日(日)

- の場合:7月2日(金)～17日(土)
- ▼投票日が7月25日(日)の場合:7月9日(金)～24日(土)
- ▶ 問い合わせ 町選挙管理委員会(総務課内) ☎888-1111(216・214)

町国際交流協会から

中国友好都市柳州市民との交流会

柳州市友好代表団16人が、6月23日(水)～26日(土)の日程で来町するにあたり、下記の通り交流会を計画しております。どなたでも自由に参加できます。

●中国太極拳の実演と交流

- ▶ 期日 6月24日(木)
- ▶ 時間 午後3時～5時
- ▶ 場所 町民体育館
- ▶ 参加料 無料

●町民交流パーティー

- ▶ 期日 6月25日(金)
- ▶ 時間 午後6時～8時
- ▶ 場所 茨城大学農学部『こぶし会館』
- ▶ 参加料 2,000円(当日受付で徴収)

- ▶ 問い合わせ 町国際交流協会事務局 ☎888-1111(292) ▼Eメール: aiea-ami@atlas.plala.or.jp

〔社〕阿見町シルバー人材センターから

- 入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の方が対象(入会承認制)
- ▶ 日時 6月15日(火)(毎月第3火曜日開催) 午前10時から
- ▶ 場所 (社)阿見町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
- 『マイホームのミニ営繕』引き受けます マイホームの床・壁の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取り——などを行います。お気軽にご相談ください。
- 問い合わせ (社)阿見町シルバー人材センター ☎888-2036

まちのできごと

- 秘書課広報係 ☎888-1111(283) FAX 887-9560
Eメール hishoka-ofc@town.ami.lg.jp



▲国際盲人マラソンかすみがうら大会で優勝

4月18日に開催された『第20回記念かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンかすみがうら大会』において、町在住の染谷章則さんが、5キロの部B-2男子で見事、優勝しました。染谷さんは昨年度も出場しており、「優勝うれしいが、前回大会よりもタイムが良かったことがうれしい」と話していました。写真は、左が染谷章則さん、右が伴走された芹田清さん。

▼茨城かすみ農協から黄色の安全帽子寄贈

3月29日、茨城かすみ農協から黄色の安全帽子が町に寄贈され、今年度入学した町内小学校の新1年生に配布されました。

これは毎年実施されているもので、今年度も引き続き継続して寄贈されました。

町内の児童が安全に登下校できるよう、活用させていただきます。



Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

■ 税務課から

● 平成 22 年度住民税の課税（非課税）証明書の発行時期

平成 22 年度の住民税（町県民税）の課税（非課税）証明書（平成 21 年中の所得等の証明書）の発行は、納税通知書の発送（6 月 18 日予定）後に開始となります。

なお、住民税が全額給与から天引き（特別徴収）対象となっている人の課税（非課税）証明書については、5 月中旬から発行を開始しています。

● 納付書の様式が変更になりました

コンビニ収納対応のため、通知書と納付書との一体のつづりを廃止し、納期別に 1 枚ごとの単票に変更となりました。全納する場合はすべての納

付書を一度に窓口へお出しください。

● 問い合わせ 税務課 ☎ 888-1111 (151・152・156)

■ 地上デジタル放送の受信相談コーナーを開設します

相談コーナーでは、地上デジタル放送の基礎的な情報を提供するとともに、「地上デジタル放送を見られるようにするにはいくら掛かるの?」、「今のアナログテレビをそのまま使って見るにはどうすればいいの?」、「アンテナは交換しなければならないの?」など、具体的な質問に直接お答えします。

総務省が主催する無料の相談コーナーです。機器の販売や契約などの勧誘などは一切ありません。当日直接、会場へお立ち寄りください。

▶ 期間 6 月 9 日(水)～11 日(金)

▶ 時間 午前 11 時～午後 3 時

▶ 場所 役場 1 階 101 会議室

▶ 問い合わせ ▼ 総務省県テレビ受信者支援センター（デジサポ茨城相談会グループ）☎ 029-303-2601（午前 9 時～午後 6 時）▼ 役場総務課情報政策係 ☎ 888-1111 (215)

■ 『阿見いきいきクラブ』スポーツ体験教室・体験日

子どもから大人までだれでも参加できる総合型地域スポーツクラブを、7 月設立を目指して準備を進めています。そこで、下記の通り『体験教室』および『体験日』を設けますので、ぜひご参加ください。

● 体験教室

▶ 日時 6 月 20 日(日) 午後 6 時～9 時

▶ 実施種目 健康体操・太極拳・ウォーキング・ビーチボールバレー・ソフトバレーボール・インディアカ・スポーツ吹矢・ダーツ

● 体験日

▶ 日時 6 月 6 日(日)・13 日(日)・27 日(日) 午後 6 時～8 時

▶ 実施種目 主に、ビーチボールバレー・ソフトバレーボール・インディアカ・ダーツ

※ 場所は いずれも阿見中学校体育館

※ 参加料は いずれも 1 人 100 円

※ 運動できる服装・体育館用運動靴・飲み物・汗ふきを持参してください

● 問い合わせ 町体育協会事務局（生涯学習課内）☎ 888-1111 (329・340)

予科練平和記念館から

● 町特産品の紹介イベント



町商工会では、4 月 3 日、4 日の陸上自衛隊武器学校の観桜一般開放に合わせ、町内外からお越しになるお客さまに、記念館駐車場を利用して町特産品や野菜等を紹介・販売するイベントを行いました。こうしたイベントを時節ごとに開催しています。

● 漫遊いばらきスタンプラリーに参加しませんか

予科練平和記念館も協賛施設になっています。このイベントは、県内のスタンプ設置施設をまわって、専用の応募用紙にスタンプを押して応募すると、抽選で県内ホテル等の宿泊券や県産品、施設入場券などがプレゼントされるものです。

また、このスタンプ帳には各施設で割引などの特典が受けられるお得なクーポン券が付いていますので、この機会に「いばらき」をめぐってみたいかがですか。スタンプ帳は、駅や協賛施設に置いてあります（無料）。

● 展示室紹介

～ 展示室 1『入隊』～

予科練習生を模したガラスケースが立ち並ぶ展示室 1『入隊』では、少年たちがどのようにして予科練習生となっていったのか、その状況や入隊までの様子を、映像を交えて展示しています。



● ご利用ガイド

▶ 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日休館）

▶ 開館時間 午前 9 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）

▶ 観覧料 大人 500 円（400 円）、小中高生 300 円（240 円）※（ ）内は 20 人以上

※ 町内在住の小中学生や障害者手帳をお持ちの人などは、観覧料が無料になります

● 問い合わせ 予科練平和記念館 ☎ 891-3344 ▼ ホームページ : <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

■町民活動センターから

●えんぴつ画『和田工房』

- ▶期日 毎週金曜日
- ▶時間 午前10時～正午
- ▶講師 和田泰子氏
- ▶参加料 各回500円(材料費別)

●パソコン学習会

- ▶期日 ▼問題解決コースおよび初心者コース:第1・3水曜日▼テーマ設定コースおよび初心者コース:第2・4水曜日▼インターネットコース:第5水曜日

- ▶時間 午前10時～正午
- ▶講師 成田清和氏
- ▶募集人数 各20人(定員で締切)
- ▶参加料 各回500円
- ▶持参品 ノートパソコンをお持ちの人はご持参ください

●パソコンなんでも相談室

- ▶期日 6月13日(日)
- ▶時間 午後1時30分～3時30分
- ▶内容 初心者を対象とした相談。購入からインターネットへの接続・パソコン利用法・トラブル解決法・パソコンの掃除方法紹介——など
- ▶講師 いばらきIT普及協議会

▶募集人数 10人

▶参加料 500円

●阿見おもちゃ病院

- ▶期日 6月13日(日)
- ▶時間 午後1時～3時
- ▶内容 子どものおもちゃを無料で修理(交換部品代のみ実費負担)
- ▶講師 金子隆氏

●申込方法 電話または直接下記に申し込む

※場所はすべて町民活動センター

※特に記載がないものは参加無料

- 問い合わせ 町民活動センター☎888-2051(月曜日を除く午前10時～午後9時)

■近代化遺産が町指定文化財に指定されました

3月15日付けで新たに町指定文化財となった4件をご紹介します。

- ▶近代化遺産とは おおむね幕末から第二次世界大戦終了時の間に、近代的技術・近代的素材等によって造られた、製鉄所・造船所などの工場設備や機械、鉱山や橋・鉄道などの建造物、河川施設や港湾施設、軍事等にかかわる建造物や土木構造物(建造物など)を示し、近代の歩みを現代に伝える貴重な文化遺産です。戦後、わが国が経済発展する中で、技術革新や産業構造の変革、利便性や効率性の追求により、明治時代より建設された各種の建造物などは時代の流れから次々と取り壊され、気が付けば近代の歩みを示す足跡がほとんど姿を失いかけているのが実状です

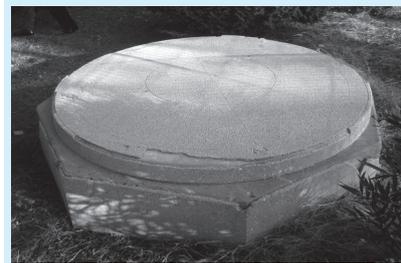
●霞ヶ浦海軍航空隊有蓋掩体壕(一基)▼所在地:阿見5383



●霞ヶ浦海軍航空隊跡国旗掲揚塔(一基)▼所在地:中央3丁目3855番1外(茨城大学農学部)



●霞ヶ浦海軍航空隊跡方位盤(一基)▼所在地:中央3丁目3855番1外(茨城大学農学部)



●霞ヶ浦海軍航空隊本部庁舎階段親柱(一对)▼所在地:中央3丁目3855番1外(茨城大学農学部)



- ▶町の近代化遺産 阿見町はかつて海軍とともに発展し、近代史の中でも特別な地として時代を過ごし長く基地の町として歴史を歩んできたため、軍事関係の建造物を始め多くの近代化遺産があり、その中でこれら近代の遺産を将来に残すため、新たに4件を町指定文化財として指定しました。今後は、これらを町の文化資源として保護・保存するとともに、予科練平和記念館や観光施策と連携しながら、積極的に活用することを考えています

- ▶問い合わせ 生涯学習課文化財係☎888-1111(326)

〈広告欄〉

居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 **887-1147**
FAX **887-0970**

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課☎888-1111(172)

Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

行政区加入のお願い

行政区は、地域住民の自主性と町民としての自覚をもとに、お互いの連携と融和を図り、よりよい地域づくりを行う、地縁に基づく組織です。ほかの市町村などでは自治会・町内会などの呼び方としていたりありますが、組織としてのあり方や考え方はそれらと同じものであり、町ではそのような組織を『行政区』と呼んでいます。

▶ **行政区の活動** 具体的には次のような活動を行っています ▼ 地域での親ぼく活動 ▼ 防犯・防災への取り組み ▼ 清掃活動を中心とした環境整備 ▼ 公会堂（地区集会施設）の設置・管理 ▼ 防犯灯の設置・管理 ▼ ごみ集積所の設置・管理 ▼ 町行政との連携（広報紙等の配布・行事への参加など） ▼ 各種募金への協力

▶ **加入のお願い** 地域の皆さんの間でのふれあいの輪を広げ、お互いに助け合いながら住みよい地域をつくっていくためにも、行政区は大変大きな役割を果たしています。皆さんの地域をより良いものとするためにも、ぜひ行政区に加入しましょう

▶ **問い合わせ** 町民活動推進課 ☎ 888-1111 (271・273)

■ まい・あみ・まつり

● ステージ式典部会から出演者募集

▼ **まい・あみアンバサダーオーディション**

▶ **内容** まい・あみ・まつりのPRや町の観光事業などに協力してくれるアンバサダー（大使）3人を選びます。各人自己アピールと面接をステージで行います

▶ **資格** 町内在住・在勤・在学の18歳以上の人（男女問わず）

▶ **賞品** 大使3人に商品券、参加者全員に参加賞

▶ **募集人員** 20人程度（応募多数の場合、事前審査があります）

▼ **まい・あみ ジュニア パフォーマンス**

▶ **内容** 幼稚園児によるお遊戯、保育所・幼稚園・小中学校による演奏会、歌・ダンス・一発芸・コント・そのほか

▶ **資格** 町内在住または町内の保育所・幼稚園・小中学校に通学している子ども

▶ **賞品** 出場者全員に参加賞

▶ **その他** 申込多数の場合、抽選となる場合があります

▼ 芸づくし

▶ **内容** 伝統芸能保存会や同好会などによる芸

▶ **資格** 町内在住・在勤・在学の18歳以上の人

▶ **賞品** 参加者全員に参加賞

▶ **その他** 申込多数の場合、抽選となる場合があります

▼ **申込方法** 6月18日（金）までに電話または直接下記に申し込む（土・日を除く）

● 広報協賛金部会から

▼ 模擬店募集

▶ **資格** 町内在住・在勤・在学で、2

日間通して出店できる個人・団体（18歳以上）

▶ **募集人数** 35組（定員で締切）

▼ **申込方法** 6月15日（火）までに電話または直接下記に申し込む（土・日を除く）

● パレード神輿部会から参加団体募集

▼ **子ども神輿** / 子ども会・育成会の神輿による練り歩き

▼ **大人神輿** / 神輿団体による練り歩き

▼ **音楽パレード** / 鼓笛隊・金管バンドなどによる音楽パレード

▼ **パフォーマンス・ストリート** / 山車・仮装行列 — などバラエティに富んだパレード（さくら・ピースも出るよ！）

▼ **よさこいソーラン** / 総踊り有り。各団体によるよさこい踊り

▼ **盆踊り** / 新阿見音頭・猿島豊年音頭・これから音頭

▼ **申込方法** 6月11日（金）までに電話または直接下記に申し込む（土・日を除く）

● **問い合わせ** まい・あみ・まつり実行委員会事務局 ☎ 888-1111(173)

東京医大茨城医療センター市民講座

■ 放射線治療とは？ 最新の放射線治療をわかりやすく解説

▶ **期日** 6月19日（土）

▶ **時間** 午後2時～3時

▶ **場所** 東京医科大学茨城医療センター医療福祉・研究センター1階多目的ホール

▶ **講師** 菅原信二氏（東京医科大学茨城医療センター放射線科）

▶ **その他** 入場無料・申込不要

▶ **問い合わせ** 東京医科大学茨城医療センター企画・広報室 坂本 ☎ 887-1161 (7624)

〈広告欄〉

《施工例紹介》



阿見町H様邸

『太陽光発電』と『オール電化』のエコ住宅！

建築業知事免許（般-19）第22375号
 <<注文住宅 店舗 設計・施工>>
(株)美都住建

【本社】阿見町実穀 1283-10
TEL.029-842-7196
 【阿見営業所】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2211

太陽光発電+オール電化でさらにおトク！

発電して使っても余った電力は電力会社に売られ、雨の日などの発電量が足りない時や発電しない夜間は従来通り購入するムダのないシステム。一般的なご家庭での年間消費電力は約5,500kWh。これは3.84kWシステムの設置で約7割減が実現可能です。



13011円 18220円
 10000円 23150円
 25508円

※オール電化にする時、電気の料金に変わると...

住宅エコポイント対象製品

今が買いの窓に

1day Reform

おすすめ!

カンタン幅付け

田 イノ-プラス

防音・断熱内窓

H1200×W1700 1台 (工事費・納期別)

エコポイント

¥51,400 ⇒ 12,000ポイント

茨城県知事免許 (3) 第5548号

(有)美都住建 阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200

町役場の開庁時間を変更します

7月1日(木)から、平日の閉庁時間を午後5時15分に短縮します

町では、平成20年度人事院および県人事委員会勧告に基づき、7月1日(木)から職員の勤務時間を現行の1日8時間(午前8時30分～午後5時30分)から、1日7時間45分(午前8時30分～午後5時15分)に短縮します。これに伴い、**役場の閉庁時間が午後5時15分となります**ので、町民の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

▶ **問い合わせ** 総務課 ☎ 888-1111 (211～214)

6月6日(日)から、休日の開庁時間を午後まで拡張します

町では、窓口サービス向上の取組みの一環として、平成19年4月から、日曜日の午前中に役場の窓口を開き、一部業務の取り扱いを行ってまいりました。

6月6日(日)からは午後まで時間を延長し、さらなる利便性の向上をはかってまいります。

毎週日曜日(12月29日から1月3日までの期間および選挙投票日などの特定日を除く)の午前8時30

分から5時15分まで役場を開き、下記の事務を行います。

- **町民課業務**:住民票の写し・住基カード・戸籍の証明書・戸籍の附票・身分証明書・印鑑登録証明書・外国人登録原票記載事項証明書等の発行と交付、パスポートの受け取り、印鑑の登録と廃止、戸籍の届書受付、埋火葬許可

▶ 転入・転出・転居などの住民異動業務は取り扱いできません

▶ **問い合わせ** 町民課 ☎ 888-1111 (122)

- **納付受付業務** ①町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 ②介護保険料 ③後期高齢者医療保険料 ④上下水道料金

※納期限内の納付書が必要ですので、納付書がないときは、月～金曜日(役場開庁日)の時間内に、次の担当課にご相談ください

▶ **問い合わせ** 役場 ☎ 888-1111 ①収納課(148) ②社会福祉課(162) ③国保年金課(132) ④水道課 ☎ 889-5151

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談 日時:6月3日(木)7月1日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111 (216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時／

場所:中郷保育所内／訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**

相談:月1回午後1時～3時30分[毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約]／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時／

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～午後5時30分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

● 人口と世帯 ●

● **総人口** 47,720人 (- 24)

● **男性** 23,606人 (- 14)

● **女性** 24,114人 (- 10)

● **世帯数** 18,108世帯 (+ 38)



▽5月1日現在▽常住人口ベース▽ ()内は前月比▽総務課調べ

6月の納税等

町県民税(1期)
国民健康保険税(2期)
介護保険料(2期)
納期限 6月30日(水)

7月の納税等

固定資産税(2期)
後期高齢者医療保険料(1期)
納期限 8月2日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 4月(前月比)

消防本部調べ	軽	傷	19人(+ 8)
出場件数 24件(+ 10)	中	傷	3人(+ 1)
	重	傷	1人(± 0)
※救急車の適正な利用を お願いします	死	亡	0人(± 0)
	合	計	23人(+ 9)

昨年
から
準備
を進
めて
き
まし
た『
暮ら
しの
便利
帳』
が
発
行
に
な
り
ま
し
た。
ご
協
力
い
た
だ
い
た
ス
ポ
ン
サ
ー
や
関
係
者
の
皆
さ
ま
に
は
大
変
感
謝
い
た
し
ま
す。▼
暮ら
しの
便
利
帳
に
は、
役
場
で
の
手
続
き
の
ほ
か
に
も、
町
の
歴
史
や
文
化
財
の
こ
と
な
ど
も
掲
載
さ
れ
て
い
ま
す
の
で、
ぜ
ひ
ご
覧
に
な
っ
て
く
だ
さ
い。▼
ま
た、
広
告
の
欄
で
は
地
元
の
お
店
や
知
り
合
い
の
会
社
を
見
つ
け
た
り、
あ
る
い
は
新
た
な
発
見
も
あ
る
か
も
し
れ
ま
せ
ん。
(史)

マウスのつ・ぶ・や・き